

(参考様式)

〇〇〇事業〇〇〇グループ協定書

(目的)

第1条 当グループは、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 〇〇に係る事業（当該事業内容の変更に伴う業務を含む。以下、単に「事業」という。）
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当グループは、〇〇事業〇〇〇グループ（以下、「当グループ」という。）と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当グループは、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地におく。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当グループは、令和〇年〇月〇日に成立し、本事業の履行後〇ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することはできない。

- 2 事業を受けることができなかつたときは、当グループは前項の規定に関わらず、当該事業に係る基本協定が締結された日に解散するものとする。

(構成事業者の住所及び名称)

第5条 当グループの構成事業者は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当グループは、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当グループの代表者は、業務の履行に関し、当該グループを代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、県、市及び監督官庁等と折衝する権限及び当グループに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成事業者の出資割合)

第8条 各構成事業者の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該事業について県と市と基本協定及び貸付契約の内容の変更があつても、構成事業者の出資の割合は変わらないものとする。

- 〇〇株式会社 〇〇%
- 〇〇株式会社 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成事業者が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当グループは、構成事業者全てをもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の

基本に関する事項、資金管理方法その他の当グループの運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

(構成事業者の責任)

第10条 各構成事業者は、業務の履行その他の業務の実態に伴い当グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当グループの取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、グループの名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当グループは、業務完了の時決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成事業者に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成事業者が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(事業途中における構成事業者の脱退)

第16条 構成事業者は、県、市及び構成事業者全ての承認がなければ、当グループが事業を履行する日までは脱退することができない。

- 2 構成事業者のうち事業途中においては前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成事業者が共同連帯して事業を履行する。
- 3 第1項の規定により構成事業者のうち脱退した者があるときは、残存構成事業者の出資割合は、脱退構成事業者が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成事業者が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成事業者の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成事業者の出資金から構成事業者が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成事業者には利益金の配当は行わない。

(構成事業者の除名)

第16条の2 当グループは、構成事業者のいずれかが、事業途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成事業者全員及び県、市の承認により当該構成事業者を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成事業者に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成事業者が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成事業者の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成事業者のうちいずれかが業務途中に破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者を買えて、他の構成事業者全員及び県、市の承認により残存構成事業者のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当グループが解散した後においても、当該事業につきかしがあったときは、各構成事業者が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(解散後の著作権)

第19条 当グループが解散した後において、著作権は、〇〇〇〇。

(〇〇〇 (その他必要な事項))

第20条 〇〇〇〇〇〇〇〇。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社他〇社は、上記のとおり〇〇事業〇〇〇グループ協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成事業者が記名押印し、各自所持するものとする。

〇年〇月〇日

〇〇株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩

〇〇株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩